

改正育児・介護休業法 対応はお済みですか？

本年度より改正育児・介護休業法が段階的に施行されております。

令和4年10月1日の施行に向け、法に沿った規定の整備をよろしくお願いいたします。

令和4年10月1日施行の内容

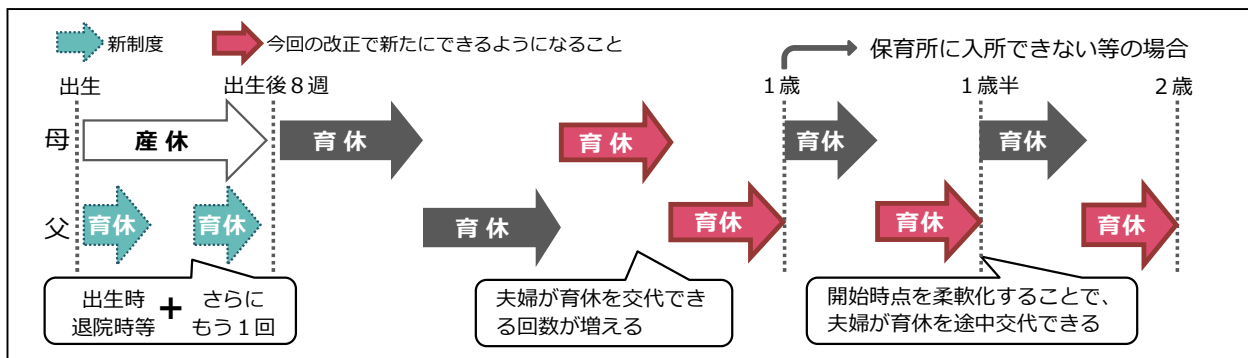
①産後パパ育休(出生時育児休業)の創設 ②育児休業の分割取得

産後パパ育休(子の出生後8週間以内)は、1歳までの育児休業とは別に取得できます。

また、1歳までの育児休業は分割して2回取得可能です。(男性の場合、産後パパ育休と合わせて1歳までに最大4回取得可能)

	産後パパ育休 (R4.10.1~) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1~)	育児休業制度 (現行)
対象期間	子の出生後8週間以内に	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
取得可能日数	4週間まで取得可能		
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長		育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合に 限り再取得可能	再取得不可

改正後の働き方・休み方のイメージ



~改正に合わせて、就業規則の変更が必要です！~

■詳しい育児・介護休業法の改正内容、規定例は厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>



【お問合せ先】



福島労働局雇用環境・均等室 指導係

〒960-8112 福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎4階

TEL: 024-536-4609